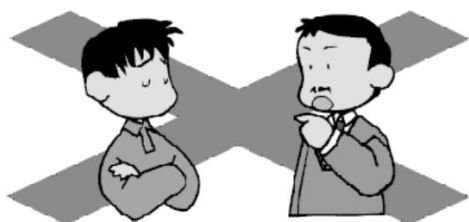


労働組合は週 40 時間労働の問題について 三重県労働委員会にあっせん申請を行いました そもそも「あっせん申請」とは？

労働組合と会社との間で、賃金・勤務時間などの問題について自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、県労働委員会が争議を平和的に解決するために仲介などを行う制度（「あっせん」「調停」「仲裁」）があります。

① 紛争の発生



労働組合と会社との話し合いがまとまらない。

この中でよく利用されるのが、手続きが簡便な「あっせん」です。

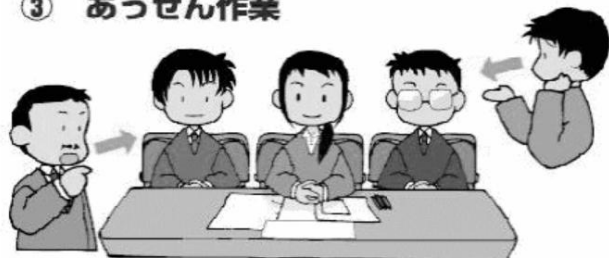
② 相談・申請



労働委員会へ、相談・申請してください。

三重県のウェブサイトによう

③ あっせん作業



あっせん員が双方から事情を聞き、指導・助言を行い、歩み寄りを図ります。

④ 解決または打ち切り



双方の意見が一致すれば解決。
解決の見込みがない場合は打ち切りとなります。

経営側の意思確認について

あっせん作業のさなか、経営側は対象職場に対する意思確認を 9/24～26 で行います。労働組合としては「いったん立ち止まって」話し合いを呼び掛けているのに、経営側のこのような姿勢は大変残念です。

労組としても投票型アンケートを実施します！

労働組合としても職員の皆さんの考えを集約するための Web による投票型アンケートを実施します。詳細は労組ニュース No.232 でお知らせします。

労働組合特設サイト <https://www.mhwc-union.com/>

